

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当社は、電力会社および通信事業者のインフラ整備に関わる北海道の社会インフラ施工会社として、協力会社や取引先企業と連携しながら電線共同溝工事や無電柱化工事などの社会インフラ整備に取り組んでいます。

また、トレンチャー施工などの効率的な施工技術を活用しながら無電柱化施工

の高度化を進め、施工技術の共有や人材育成を通じてサプライチェーン全体の技術力向上と持続的な事業基盤の構築に取り組めます。

b. IT 実装支援

当社では、施工動画教材や施工データの活用など、デジタル技術を活用した施工技術の教育および情報共有に取り組んでいます。

トレンチャー施工に関する施工データの蓄積や動画教材の活用により、施工技術の標準化や技術継承を進め、サプライチェーン全体の生産性向上に寄与していきます。

c. 専門人材マッチング

当社は無電柱化施工およびトレンチャー施工に関する専門技術を有する施工会社として、協力会社や技術者との連携を通じて施工体制の強化を図り、無電柱化事業に関わる技術者やトレンチャーオペレーターの育成と技術継承に取り組めます。

f. BCP／事業継続

当社は北海道における社会インフラ施工会社として、災害時のインフラ機能確保や復旧対応の重要性を認識しています。

特に地震・津波等の大規模災害時における道路機能の確保やインフラ復旧の重要性を踏まえ、協力会社や取引先企業との連携を強化し、災害時の対応力向上および事業継続体制の整備に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組めます。

3. その他（任意記載）

当社は、電力・通信インフラ整備に関わる北海道の社会インフラ施工会社として、電線共同溝工事や無電柱化工事などの社会インフラ整備を通じて地域社会の安全・安心なまちづくりに貢献しています。

また、トレンチャー施工などの効率的な施工技術を活用しながら無電柱化施工の高度化を進めるとともに、防災型インフラとしての無電柱化の重要性について情報発信を行っています。

今後も、協力会社や取引先企業との連携を大切にしながら、無電柱化施工技術の向上と社会インフラ整備を通じて、北海道における安全で持続可能な地域社会の実現に貢献していきます。

2026年3月9日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言
します。

企 業 名 株式会社長栄通建

役職・氏名 代表取締役 村山一十四

(備考)

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータル
サイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合な
ど、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載
が取りやめになることがあります

